

表6-2 公的扶助の歴史に関する略年表(日本)

年	事項	年	事項
1871(明治4)	行旅窮人取扱方規則(～1882) 児童教育手帳方(～1929)	1922(大正11)	社会事業監査会 職業介法
1872(明治5)	人命死喪停止・停絶令	1926(大正15-昭和元年)	少年法・婦・院法 被服保険法公布 社会事業監査会再設置 被服保険法施行
1873(明治6)	三子出産ノ賃田者へ賃育米給与方(～1929)	1927(昭和2)	公益監査法 花柳病予防法 不居住宅地区改良法
1874(明治7)	被服規則(～1929)	1929(昭和4)	教導法公布(1932年施行)～1946)
1875(明治9)	窮民救助監査課条令	1930(昭和5)	教導法実施法(同会社が成 労働者収容扶助法 労働者収容扶助保險法
1877(明治10)	因誤用税延納規則	1931(昭和6)	労働者収容扶助保險法
1880(明治13)	廻乞舞法(～1889)	1932(昭和7)	教導法施行(～1946)
1882(明治15)	行旅死死人取扱い規則(～1899)	1935(昭和11)	方面委員会
1890(明治23)	窮民救助法(～1929) 「窮民救助法」提出(家業 失業者)	1937(昭和12)	教導法改正 母子保護法(～1946)
1896(明治29)	被教法案・教導法案上程審議未了	1938(昭和13)	軍事扶助法(～1946)
1897(明治30)	第10回帝国会議、「被教法案」提出(家業 失業者)	1940(昭和15)	水難救助法 国民撫育保險法 社会事業法
1899(明治32)	北洋漁港3丁入港規則	1941(昭和16)	國家扶助費法 医療保護法 労働者年金保険法公布
	窮教救助法	1942(昭和17)	被時災害保護法
	行旅窮人及行旅死亡人救助法	1944(昭和19)	厚生年金保険法
1900(明治33)	水難救助法 船化法	1945(昭和20)	内務省勤務監査緊急生活保護監査課(～1946)
1902(明治35)	船籍登記規則	1946(昭和21)	旧生活保護法(～1950)
1904(明治37)	教導法上程未了	1950(昭和25)	現行生活保護法
1908(明治41)	丁士兵卒業扶助令(～1917)		(原稿作成)
1912(明治45)	被教法案未了		
1917(大正6)	軍事扶助法(～1937)		
1918(大正7)	内務省勤務監査緊急生活保護監査課		
1919(大正8)	被教課を社会課と改称		
1920(大正9)	内務省社会課・社会局となる		

て宿泊、給食、医療、衣料、道具その他生活必需品の給予、食料品の補給などの生活援護を内容とした「生活困窮者緊急生活援護要綱」を閣議決定し、翌年4月から実施した。

1946(昭和21)年2月、占領軍から「社会教済」(SCAPIN775)が政府に出された。この覚書には、国家責任による無差別平等の保護、公私分離の原則、必要な保護費に制限を加えないという原則などが示されていた。それをもとに新たに統一的な公的扶助立法の制定についての検討がなされ始め、1946(昭和21)年9月法律第17号として生活保護法が公布され、同年10月から実施されるに至った。同法(以下「旧法」といいう)は、現行生活保護法が制定された1950(昭和25)年5月までの3年8か月の間、統一的な公的扶助法として機能することになる。旧法は、要保護者に対する無差別平等に国家責任によって扶助を行うことを初めて示したものであり、これまで伝統的な救貧思想がかなり払拭されたものであった。

旧法では、保護の種類は、生活扶助、医療扶助、財産扶助、生業扶助、葬祭扶助の5種類、保護に要する費用は、国が8割、都道府県1割、市町村1割にするなどが規定されていた。しかし、善行不良者、怠惰者、扶養義務者を有する者は排除、保護請求権・不服申し立て権を認めない(その後1949年5月に認められる)などの問題があつた。また旧法では民生委員(それまで方面委員と呼ばれていた)が、実施機関である市町村長を補助して保護事務に当たつた。この点では牧野法下での体制をそのまま踏襲していたともいえる。

その後、民生委員法の制定(1948=昭和23年)などを通じて、民生委員制度の整備強化が図られた。しかし、旧法の運営実施が複雑化する中で、生活保護の実施を無給非専任である民生委員の職務としておくことが適当ないとする意見が生まれるようになってしまった。1949年10月には有給専門吏員を補助機関とし、民生委員は協力機関とするようになった。さらには、保護基準について、旧法では「保護の程度及び方法」は勅令で定められていたが、1948(昭和23)年8月の第8次改定に当たっては、最低生活費算定方式の新たな科学的方法であるマーケット・バスケット方式を採用し、改善を図るようになった。

その後も、新憲法(1946年11月公布、1947年5月施行)下における社会保障制度の在り方にについてさまざまな論議が行われた。生活保護制度については、現実の社会情勢のもとで、困窮者や要保護階層に対する施設として十分な役割を果たすことができるよう、これを並行強化すべしという意見が出てきた。1949(昭和24)年5月より審議活動を始めた社会保障制度審議会も、同年9月には「生活保護制度の改

□ 占領軍最高司令官本部
連合軍最高司令官本部
司令部のこと。General Head quarters of the Supreme Commander for the Allied Powers の略文字をとり、GHQ(またはGHOSCAP)ともいう。

□ 総動員法、協力機関
...生活保護の業務の執行について、社会福祉主事を総動員課、医療を保健課、農業を農業課、子どもを児童保護課として、現行の生活保護法は次の通り規定している。
(総動員課)

新21条 社会福祉法に定められた社会福祉主事は、この職の業務の執行について、保健師の職務又は内務省の職務の執行を兼ねるものとする。(民衆衛生の協力) 第22条 医生衛生法に定めた医生衛生員は、この職の業務の執行について、内務省の職務の執行を兼ねるものとする。医師は社会福祉主事の職務に付ける場合に當する。

は、母子保護法(1937=昭和12年)、軍事扶助法(1937=昭和12年)、医療保護法(1941=昭和16年)といった法律が次々と制定されるなかで相対的に低下していった。

3 生活保護法の成立と展開

1945(昭和20)年8月、日本は第二次世界大戦の終結をむかえた。それに代わる被災田園地帯、被災者、難職者、逃亡など的生活は困難を極めた。とりわけ、戦争被災者、引揚者、難職者、逃亡など的生活は困難を極め、その対策を緊急に講じなければならぬ状況にあった。そこで占領軍は、¹⁴⁵「教済並びに福祉計画の件」という覚書で、日本政府に公的扶助に関する方向性を示しその考え方とともに包括的な計画を樹立していくよう求めた。同年12月、政府は生活困窮者の臨時応急措置を始めた。

□生活保護制度の改
善強化に関する勅告¹²を行った。また、1949(昭和24)年11月占領軍
と厚生省の間で厚生行政に関して次の點で合意された([体系整備の
ための6項目])。その内容は、①民生委員を公的扶助責任から排除す
ること、②社会福祉主事制度を創設すること、③福祉地区と福祉事務
の確立、有職門吏員の必要性、民生委員の扶助の適
切な運営を行い、日常生活の不備を改善する
よう求めている。

このような背景のもとに、現行生活保護法が1950(昭和25)年5月
公布施行されることになる。現行生活保護法は旧法を全面的に改め制
定され、そこでは次のような主要な改正点がみられる。①生活保護制
度を憲法25条の生存権理念にもとづく制度として明記したこと、②國
民は一定の要件を満たす場合は保護を受ける権利を有するものとした
こと、③保護の水準が健康で文化的な最低限度の生活維持に足るもの
であるべきことを規定したこと、④保護の実施は社会福祉主事という
専門職員によって遂行するものとし、民生委員を協力機関にどめた
こと、⑤保護の種類として新たに教育扶助および住宅扶助を加えたこ
と、⑥保護の実施事務について国や都道府県が実施機関を指揮監督、
監査することを規定したこと、⑦医療扶助のための医療機関指定制度
を創設し、診療方針、診療報酬等についての規定を置いたこと、⑧不
服申立て制度を設けたことである(ここまで表6-2に年表としてまとめ
た)。その後、現行生活保護法は、以下のような主要な改正を行い現
在に至っている。

① 生活保護法にもとづいて設置されていた社会福祉主事が、広く
社会福祉各法にもとづく業務に携わる職員として、社会福祉主事の設
置に関する法律(現在の社会福祉法)によって設置されることになった
こと(この改正は生活保護法制定とともに同時になされた)。

② 福祉事務所制度の発足(1951=昭和26年6月)にともない、保護
の実施機関を市町村から都道府県知事、市長、福祉事務所を設置する
町村長に改め、福祉事務所長を第一線機関とする実施体制に改めたこ
と。

③ ②にともなって、保護を要する費用の負担割合が国8、都道
府県1、市町村1となっていたのを国8、都道府県または市町村2に
改めること。なお、その後、1985(昭和60)年度には「国」の補助金等
の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律¹³により、1986(昭
和61)～1988(昭和63)年度は「国」の補助金等の整理及び合理化並びに臨時
法律¹⁴により、国庫負担率10分の7の暫定的措置がとられた。また、
1989(平成元)年度以降、「国」の補助金等の整理及び合理化並びに臨時

特例等に関する法律¹⁵により保護を要する費用の負担割合が、国4分
の3、都道府県または市町村4分の1に恒久化されることになった。

④ 行政不服審査法の制定(1962=昭和37年10月)により生活保護法
独自の不服申立て制度が改正されたこと。

⑤ 老人福祉法の制定(1963=昭和38年8月)にともない、保養施設
として規定されていた養老施設が老人福祉法に運営されたこと、など
が挙げられる。

そして、近年では、關係法の改正により、以下のような変更を行っ
ている。①介護保険法の制定(1997=平成9年12月)にともない、生活
保護法に現行法制定以来八つの扶助となる介護扶助が創設された。
このことにより、保険の1割負担部分と入所者生活費(従来の施設入
所への入院患者日用品費に相当するもの)は介護扶助、保険料は生活扶
助でそれぞれ対応する仕組みに変更された。(2000=平成12年4月)。②
地方分権一括法の制定(1999=平成11年7月)にともない、優閑委任事
務が廃止され、新たに法定受託事務、自治事務に分類された。それに
ともない、決定・実施に関する権限委任事務であつた生活保護法にお
いては、最低生活保障にかかる部分が法定受託事務、相談援助部分
が自治事務となつた。また、国・都道府県による生活保護の指導監査
が廢止(事務監査は存続)されることとなった(2000=平成12年4月施行)。
③社会福祉事業法等の改正(2000=平成12年6月、社会福祉法制
定)にともない、従来生活保護法において、保護施設への入所を「収
容」という用語で規定していたが、他の福祉各法と同様に「入所」へ
と変更された。その他、低所得対策制度の一つである公益賃貸法が廃
止(2000=平成12年6月)となっている。

また2002(平成12)年7月には「ホームレスの自立の支援等に関する
特別措置法」が10年の暫闇立法で成立(8月公布・施行)している。
さらには2003(平成14)年8月には社会保険審議会福祉部会に「生活保
護制度の在り方にに関する専門委員会」が設置され1年余にわたり給付
水準・制度の仕組み・運営実施体制など生活保護制度の在り方に關
して検討が行われ、2004(平成15)年12月に最終報告書が出された。そ
れを受け、老齢加算の段階的廃止(2004年度～2006年度)、生活扶助基
准第1類年齢区分の簡素化(2005年度～)、人工栄養費の廃止(2005年
～)、母子加算の見直し(2005年度～2007年度)、生産扶助による高等学
校就学費の対応(2005年度)、自立支援プログラムの導入(2005年度
～)等の制度改正が行われた。

¹² 厚生省による勅告

¹³ 第1類年齢区分の簡素化 (2005年度～)、人工栄養費の廃止 (2005年
～)、母子加算の見直し (2005年度～2007年度)、生産扶助による高等学
校就学費の対応 (2005年度)、自立支援プログラムの導入 (2005年度
～)

(1) 都留民子「フランスの貧困と社会保護——参入最低限所得への途とその経緯」法律文化社、2000年。



- 1 節
Coates, R. J., *The Making of the Welfare State*, Longman, 1966 (ゾーヴ, R. J., /
星野政明訳『イギリス社会福祉発達史——福祉国家の形成』風媒社, 1977年)
- 2 節
Bruce, M., *The Coming of the Welfare State*, Batsford, Fourth edition 1968,
First published 1961. (ブルース, M. /秋田成就訳『福祉国家への歩み——
イギリスの辿った途』法政大学出版局, 1984年)
- 3 節
都留民子「フランスの貧困と社会保護——参入最低限所得への途とその経緯」
法律文化社, 2000年
- 4 節
社会保障研究所編「アメリカの社会保障」東京大学出版社, 1999年
国立社会保障・人口問題研究所編「平成12・13年度社会保障統計年報」法研,
2002年
- 5 節
藤本武「アメリカ貧困史」新日本出版社, 1998年
- 6 節
小山進次郎「改訂増補 生活保護法の解釈と運用」(復刻版) 全国社会福祉協議
会, 1975年
- 7 節
吉田久一「金前版 日本社会事業の歴史」對策書房, 1994年
一番ヶ瀬康子・高島進編「隕座社会福祉2 社会福祉の歴史」有斐閣, 1981年



江口英一著「生活分析から福祉へ——社会福祉の生活理論」光生館, 1998年
——社会福祉のニーズの発展苗を、国民生活というトータルな観点からとら
えた書。

尾崎廣喜・松崎喜良・吉水純陽著「これが生活保護だ——福祉最前線からの検
証」高音出版, 2004年
——生活保護の現場でいま何が起きているか、ケーウーカーはどう対応すべ
きか、具体的に明らかにした本。

ブルース, M. /秋田成就訳「福祉国家への歩み——イギリスの辿った途」法
政大学出版局, 1984年
——イギリスにおける貧困問題への対応について、教育法から改正教育法、そ
してベヴァリッシュ体制が確立する第二次世界大戦以降までの変遷。
公的扶助と社会保険がどのように結びつき今日の福祉国家がつくられたの
かを明らかにしている。

日本社会事業大学社会制度研究会編「日本の扶貧制度」勁草書房, 1960年
——わが国の明治以前の主要制度である償雇制、教振法、旧生活保護法、現
行生活保護法について、それぞれの時代状況と制度の関係について論じて
いる。既往・既往を通じ貧困問題がどのように対応してきたのか理解で
きる。

厚生省社会局保険課編「生活保護三十年史」財团法人社会報社調査会, 1981年
——現行生活保護法制定30周年を記念し出版された政府刊行物である。生活保護
制度の歩みについて保護の動向、差別、実施体制等の変遷を通して明らか
にしている。生活保護制度理解の資料として重要である。

公的扶助の概念

公的扶助を学ぶ目的は、現代社会に暮らすわれわれが、貧困・低所得という状態に陥ったときに、どのような対応方策（制度・政策およびシーケンシャルワーク実践）がとらえられているのかを学ぶことがある。

そこで本書では、はじめに、公的扶助とは何か、その概念について明らかにする。その手順として、まず、各国に共通する公的扶助の制度的特徴を観察する。次いで、教育制度にあたる公的扶助制度と、防災制度にあたる社会保障制度の違いについて説明する。そして、扶養の公的扶助・扶養の公的扶助という二種類の方を過し、公的扶助の範囲をどのように考えたらよいのかについて言及する。

さらに、公的扶助の意義と役割・機能についても整理を行っていく。とりわけ、そのなかでも最も重要な機能とされているセーフティネット機能とナショナル・ミニマム機能について、詳しく説明する。

このように、ここで学習のポイントは、公的扶助の概念と範囲ならびにその役割・機能を明らかにすることにより、公的扶助の基本的性格とその特質についての理解を図ることにある。

第1節 公的扶助の概念と範囲

1 | 公的扶助の概念

■ 公的扶助という言葉

まず最初に、「扶助」とは何か、「公的扶助」とは何かについて、説明しておこう。扶助とは、庶民死によると扶助とは、一般的に、経済的に困難な生活状態にある者（以下、貧困者）に対し、経済的援助・支援を行うことを指して使用している。そしてその扶助は、援助・支援を行う者（援助・支援者）とそれを受ける者（被援助・支援者）の援助・支援関係によって成立する。この援助・支援関係は、援助・支援主体が誰かによって、「私的扶助」と「公的扶助」に分かれている。私的扶助が、個人・私的団体が主体となり貧困者に対して行う扶助を指しているのに対し、公的扶助は、^{たとえば}公、とりわけ国家が主体となり貧困者に対して行う扶助を指している。いうまでもなく、扶助の成立する前提には貧困の存在があり、それをどのように個人あるいは国家が認識するかによって、私的扶助あるいは公的扶助の対象、方法、水準などが変わってくる。

公的扶助においては、当初、貧困は個人の素行等の道徳的問題としてとらえる情民觀に立脚した消極的な施設が展開されていた。そこでは、個人・私的団体が貧困救濟を行ない、そこで報償されないやむを得ない事情を抱えている人のみ国家が救済を行つた。しかし、社会の進展に伴い、貧困が個人のレベルでは解決できない並りと深さをもつてきたこと社会の共通認識となつてくる。それが人権意識の醸成と相まって国家の積極的な介入を生み、その責任のもとに国民すべてに最低限の生活を保障していくとする社会の仕組みができるようになる。これが公的扶助として結実し、国民の権利として定着していくこととなる。すなわち、当初、国家が主観的・恣意的・慈惠的に行つてきた扶助は、今日では、国家責任のもと、客観的・無差別平等・権利としての扶助として内実化を目指しているといつてよいであろう。

■ 公的扶助概念の使い方

海外

公的扶助という言葉は、英語の「Public Assistance」の訳語であり、そもそもは、イギリスにおいて、1909年の「教貧法および貧困救済に関する王立委員会」（Royal Commission on the Poor Laws and the Relief of Distress）の多数派報告（The Official Majority Report）のなかで、公的に登場してきたのが最初である。同報告書では「教貧法に『無情と绝望の通想』がつきまとふことを認め、したがって、教貧法を『公的援助（Public Assistance）』と改名」すべきと提案している。

またその後、国の法律として公的扶助を国民の最低生活保障として最初に位置づけたのは、アメリカの「社会保障法」（Social Security Act）（1935年）においてであった。同法において、連邦政府が実施する老齢保障、失業保険とともに、公的扶助については、州の実施する扶助事業に連邦政府が補助金を支出することを定めている。それ以後、先進諸国において公的扶助が国の法律として制定されてくる。

公的扶助は、各国でさまざまな名称でいわれているが、その概念・制度内容は統一されたものではない。例えば、前述した公的扶助の始源である教貧法が早くから成立したイギリスにおいては、第二次世界大戦以前、国家扶助（National Assistance）から補足給付（Supplemental Benefit）、そして所得補助（Income Support）、求職者手当（Job-seeker's Allowance）、社会基金（Social Fund）へと変遷を遂げている。また、アメリカの公的扶助に当たる制度は、現在、補足的保障所得（Supplemental Security Income；SSI）、フード・スタンプ（Food Stamp）、貧困家庭一時扶助（Temporary Assistance for Needy Families；TANF）などが、ドイツでは社会扶助と求職者基礎保障が、さらにフランスでは社会扶助、家族扶付、社会ミニマムが、スウェーデンでは社会扶助が、韓国では国民基礎生活保障など公的扶助制度として機能している。

日本

わが国において、「Public Assistance」という用語が公式文書として最初に登場したのは、1945（昭和20）年12月に日本政府が連合国軍総司令部（GHQ）に提出した「教貧法に関する件」に対する、翌1946（昭和21）年2月のGHQ「社会救済」と題する回答書である。そこで日本政府は、原題である「Public Assistance」を「社会救済」と翻訳し使用している。

次いで、1948（昭和23）年7月アメリカ社会保険制度調査団報告書「社会保障制度へ

1) 新刊出版「江原先生 第6版」岩波書店、2006。

2) モーリス・ブリース、秋田信貞「福祉国家への歩み——イギリスの巡った道」法政大学出版局、314頁、1984。



社会保険は強制加入であるのに対し、公的扶助は保護を必要とする者がすべて申請することを前提としている。

- ② 対象
社会保険は主として労働者・家族を中心としているのに対し、公的扶助は国民・住民一般のなかの貧困者に限られている。

- ③ 費用
社会保険は有償であり、定められた保険料を納入しなければならないが、公的扶助は無償であり、公費（租税）で賄われている。

- ④ 給付水準
社会保険は賃金に応じた比例制または均一額であるのに対し、公的扶助は客観的に定められた一定の基準により最低生活のラインが定められており、それを下回る場合に、差額不足分が保障される。
- ⑤ 給付期間
社会保険はおおむね有期であるが、公的扶助は無期であり、必要な条件を満たす限り、その給付は継続する。

- ⑥ 給付の開始
社会保険は、あらかじめ定められた保険事故が発生すれば自動的に給付が開始されるが、公的扶助においては、貧困という事実が制度的要件にて認められれば給付開始となる。そこでは、貧困の事実認定を行う資力調査（ミーンズ・テスト、資産調査とも呼ぶ）が必要となる。
- ⑦ 受給資格
社会保険は保険に加入し、所定の保険料を納付することにより受給資格が発生するのに対し、公的扶助は資力調査を受け、貧困の事実認定がなされることにより受給資格が生じる。

- ⑧ 機能の相違
社会保険は、保険事故が発生するとただちに給付が開始され生活の保障が行われるに至ることを予防できるのに対し、公的扶助は、すでに定められた最低生活ライン以下に落ち込んでいるという事実によって扶助が開始される。つまり、社会保険は機能的機能を、また公的扶助は事後に救済することから救急的機能をもつていているといえる。

この「勧告」では、公的扶助を「公的扶助」という用語で、またそれに相当する制度として「生活保護制度の改革強化に関する件」（昭和21年春号）では、「公の扶助」という用語で使用し、また1950（昭和25）年10月、同審議会による「社会保障制度に関する勧告」では、公的扶助を前述のイギリスの国家扶助と同様の名称である「国家扶助」という表現で、生活保護制度を指して表現している。

各国共通の制度的特徴

公的扶助は、各国において、以下の共通した制度的特徴をもっているといわれている。

- ① 貧困という事実に応じて、給付が行われること。
- ② 国民が、申請あるいは請求権をもっていること。
- ③ 財源は、国家の歳入によって全部賄われていること。
- ④ 国家自らの責任において、行政機関を制度化し組織化していること。

2 | 制度概念としての公的扶助と社会保険

社会保険制度は、国家が主体となり広く国民・住民生活を保障する制度的組織である。そしてそれは、主として貧困者に対して生活を保護する「救貧制度」と、主として労働者が貧困に陥ることを予防する「防貧制度」の二大制度を中心に構成されている。

社会保障制度では、前者の救貧制度と後者の防貧制度、後者の防貧制度における制度を「社会保険制度」と呼んでいる。

ここで、社会保険制度と対比して公的扶助制度の特徴をみていけば、次のようなことがいえるであろう（表1-1）。

- ① 適用条件

表1-1 社会保険と公的扶助の違い

社会保険	公的扶助
①適用条件 強制加入	申請 国民・住民一括（貧困者）
②対象 主として労働者・家族	無償（公費負担）
③費用 有償（本人負担あり）	無償
④給付水準 黄金比例・均一額	おおむね平均
⑤給付期間 おおむね年間	期間
⑥給付の開始 事故の発生（自動的）	困難の事実（資力調査）
⑦受給資格 世帯換算者本人（およびその家族）	受給者本人（およびその家族）
⑧機能の相違 削減的	削減的

資料：佐口卓「社会保険概説 第2版」光文館、14～15頁、1991。をもとに作成（回路一部修正）

1) 公的扶助を適用する要件である認定基準（基準）状態にあることを確認するため、測定や所得（収入）等の状態を把握するための調査。

これらにより、公的扶助制度を、「国家が、最低生活保障を目的として、貧困状態にある者を対象に、貧困の事実認定を行うための資力調査を課し、公費を財源として行う制度」として規定することができる。わが国の場合、これに相当する制度として、生活保護制度があげられる。

3 | 公的扶助の範囲

—扶養の公的扶助・広義の公的扶助

わが国を例にして、公的扶助の範囲について説明すれば、次のようになる。

- ① 前記の特徴について説明すれば、次のようになる。
扶養の公的扶助制度は、生活保護制度である。この生活保護制度では、法運用上の基本原理として「國家責任の原則」「無差別平等の原則」「最低生活の原則」「保護の補足性の原則」の四つを、また基本原則として「申請保護の原則」「基準及び程度の原則」「必要明応の原則」「世帯単位の原則」の四つをあげ、資力調査を要件としてその要否が決定され、給付（最低生活保障）と対人サービス（自立助長）が行われている（第1章第1節参照）。

- ② 資力調査に代えて所得調査（所得制限）を要件とするならば、社会手当制度が、公的扶助の範囲に入ってくる。具体的には、児童手当法に基づく児童手当、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当などがあげられる（第7章第2節参照）。

- ③ 直接的に生活困難の救済を目的としないが、公的給付を提供することによって自立した生活を保障することにつながる制度も、公的扶助の範囲に入れている。具体的には、障害者自立支援法に基づく補装具費の給付、難病者施設患者等療養法による年金の給付、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律など保健衛生立法による医療費の給付、母子及び寡婦福祉法に基づく母子福祉資金の貸付などがある。

- ④ 低所得者対策の一環として行われている施策も、公的扶助の範囲に入ってくる。具体的には、低所得者を中心として各種資金の貸付けを行う生活福祉資金貸付制度、低所得者を中心に住宅を提供する公営住宅制度、ホームレスを対象に労働・住宅・生活など総合的な施設を行うホームレス対策などがある（第7章第1節・第3節・第4節参照）。

以上のことから、公的扶助は、扶養にとらえるならば①にある生活保護制度がそれに相当し、広義にとらえるならば②にある社会手当制度、③にある間接的に寄与する制度である各種制度、そして④の低所得者対策の一環として行われている各種施設が、公的扶助の範囲に入ってくる。社会福祉における制度概念においては、貧困対象として①を、低所得者対策として②③④を位置づけているのが通例である。

4 | わが国における公的扶助のとらえ方

これらの特徴・広義の公的扶助をおいて、公的扶助の特徴を整理すれば、次の六つにまとめることができる。

- ① 公的責任のもで行われていること。
- ② 生活困難状態にある者（貧困者）、またはそれと同等あるいはそれに近い生活水準にある者（低所得者）を対象としていること。
- ③ 生活困難状態にある、またはそれと同等あるいはそれに近い状態にあることを確認するため、一般的には資力調査（ミーンズ・テスト）あるいは所得調査（インカム・テスト）が給付要件・貸付条件に先立ち実施されること。
- ④ その給付・貸付は、一般的には、申請者あるいは請求者の個別の必要（ニード）に対応する個別の給付・貸付であり、国が設定する最低生活保障水準（ナショナル・ミニマム）またはそれと同等あるいはそれに近い生活保障水準に不足する生活需要に対応していること。
- ⑤ その財源は、国や地方公共団体の一般歳入にて全額われていること。
- ⑥ 家族、親族等の私的援助や他法人施設等の活用などをうも生活困難状態にある、またはそれと同等あるいはそれに近い状態にある者の最終的生活保障制度として機能していること。

これらの点を踏まえて、公的扶助の概念を規定するならば、次のように定義することができる。

公的扶助とは、国家責任のもと、最低生活保障水準あるいはそれに近い生活保障水準の不足に対する生活需要を補う目的として、貧困・低所得者を対象に、資力調査あるいは所得調査を課し、貧困・低所得者の請求あるいは申請をもって、給付・貸付を行う制度であり、それは、公費を財源として行う救援対策である。

○参考文献

- 小寺真一・江口美一・田中育「公的扶助制度——貧困とその対策」ミネルヴァ書房、1962。
鷹山富・江口美一・田中育「公的扶助制度比較研究」ミネルヴァ書房、1962。
佐々木・社会保険概説 第2版」光文社、1993。
社会保険研究会編「日本社会保険収録 第2版」中央法規出版、1992。
福士泰・吉澤謙三・吉川義典著「改訂社会保険大綱講座 第2版」中央法規出版、1992。
モーリス・アルカース、林成義訳著「福祉国家の歩み——イギリスの地図」法政大学出版局、1984。
仲田俊一「社会保険著作第1巻 社会保険の基礎」中井書店、2003。

第2章 公的扶助の意義と役割

1 | 公的扶助の意義と役割

公的扶助は、社会保険とともに国民・住民生活を保障する社会保障の二大制度として位置づけられている。そこでは、まず社会保険が貧困を予防する制度として存在してお
り、社会保険をはじめとする社会保障各制度あるいは家族・親族等の私的扶養が十分機能しない場合に、貧困に陥つた人びとを救済する制度として公的扶助制度がある。この
ように公的扶助は、社会保険をはじめとする社会保障各制度（公的扶養）の補完、私的
扶養の補完という制度として位置づけられることができよう。つまり公的扶助は、社会
保険制度を根底から支える制度として存立しているのである。

さて、社会保障制度は、さまざまな機能をもち、国民・住民生活の回復・維持・安定
に寄与している。主な機能として、以下の機能があげられる。

■ 所得再分配機能

所得の第一次分配（労働に応じた収入）の結果（所得格差・不平等など）に対して是
正を行う機能であり、再分配には、所得の多い階層から少ない階層へ所得移転する「重
面内再分配」、同一所得階層内で所得移転を行う「水平的再分配」、収入のある世代（権
利世代）から収入の少ない世代（退職世代）への所得移転を行う「世代間再分配」などが
ある。このなかで公的扶助は、垂直的再分配機能と最もかかわり深い制度である。

■ ナショナル・ミニマム機能

国家が国民・住民に対して最低限度の保障を行うことであり、一般的には、社会保険
などの公共政策において、国家が国民・住民に保障する最低限度の生活水準のことを指
している。わが国においては、賃金の水準（最低賃金）、社会保険の給付水準ではなく、
生活保護基準がその機能を果たしている。

■ セーフティネット機能

国民・住民生活の困難な事態への対処として、セーフティネット機能が位置づけられ
ている。セーフティネットをどのレベル（水準）で張るかによって異なってくるが、そ

れは大きく、防貧的レベルで張るか、救貧的レベルで張るかの二つが考えられる。

前者は、年金などを含む保障を予防的（防貧的）に行い、国民・住民が安定した生活
を送れるようにはすべきとする社会民主主義的な考え方にしていている。そして後者は、主
に市場における自由競争にて十分な収入を得ることができる、あるいは競争に参加で
きない人たちに対して事後的（救貧的）に保障すべきとする経済の市場化を主張する新
自由主義的な考え方にしていている。それは、前述のナショナル・ミニマムと関連させる
ならば、「防貧的ナショナル・ミニマム」か「救貧的ナショナル・ミニマム」かというこ
となるであろう。

■ 生活と経済の変動安定化機能

国民・住民生活の困難な事態、具体的には、生活上のリスクである老齢（退職）、傷病、
失業、出産・保育等による所得の喪失・中断・減少を防ぎ、生活水準の低下を緩和し、
生活の安定を図る機能をもつ（生活の変動安定化機能）。また、災害等による所得の減少
を緩和させることにより、不況や景気後退に伴う消費需要の低下を緩和し、景気の回復
時ににおいては社会保障給付を減少させる経済変動安定化効果（ビルト・イン・スタビライ
ザー効果）や、社会保険の運営に必要なマンパワーの育成・雇用・設備投資などによつ
て景気回復を促す機能があるとしている（経済の変動安定化機能）。

■ 社会的統合機能

これは、政治・社会の安定化機能ともいえる機能である。階級・階層間の対立や経済
的・社会的格差、不平等の最大などは、社会的・政治的不安定をもたらす。そこで、公
的扶助による最低生活保障により格差の緩和解消を図ったり、社会保険などを通じ国民
の社会連帯意識を高めていくことが、社会的統合につながるとしている。

以上の主要な機能は、社会保障全般の機能として位置づけられる。そのなかでも、公的
扶助にとって最も重要な機能が、セーフティネット機能とナショナル・ミニマム機能で
ある。以下に、詳しく説明していく。

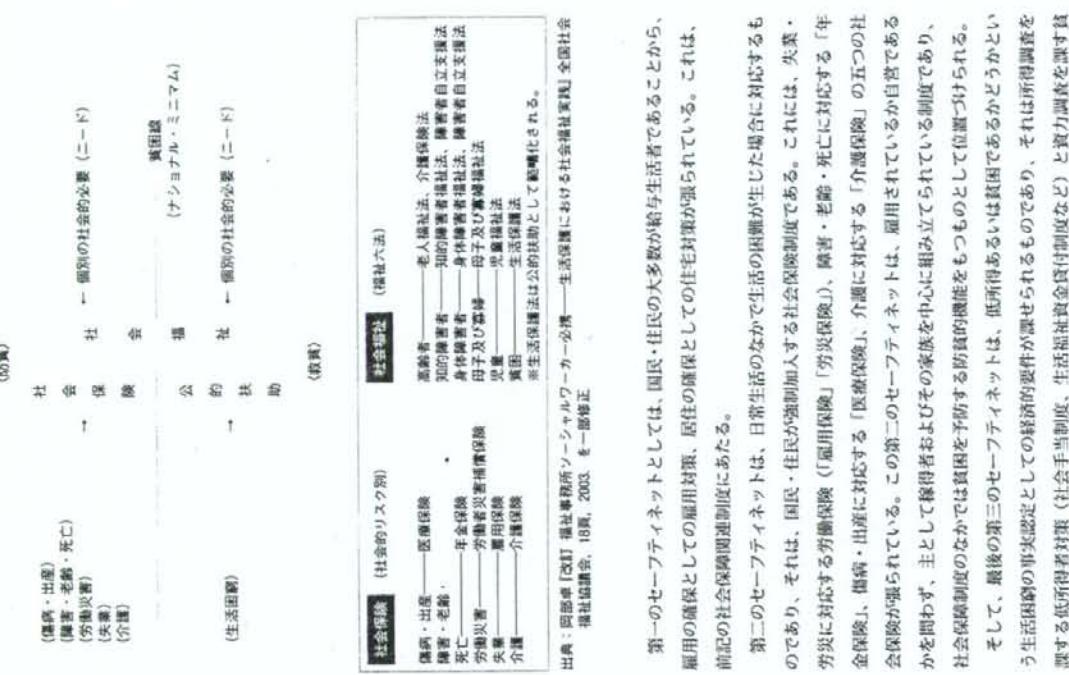
2 | セーフティネット機能

■ セーフティネットとは何か

「セーフティネット」（safety net）とは、もどもとは、サーファスの空中ブランコなどで
落下してもかけをしないように床の上に張られた網（ネット）のことを指しており、「安



図1-1 公的扶助・社会保険・社会福祉の関係



全額」と訳される。これを、社会保障や他の分野にも適用し、困難な状況に陥つたとき、またはそのような状態になることを防ぐようにする仕組みのことを指して使用されている。

■ セーフティネットと公的扶助制度

旧・社会保障制度審議会の分類に沿つて社会保険制度体系を見てみれば、「社会保険」「公的扶助」「社会福祉」「公衆衛生および医療」を扶養の社会保障、それに恩給と戦争犠牲者扶護を加えたものを広義の社会保障としている。さらに住宅対策と雇用対策を社会保険制度として位置づけている（表1-2）。

扶養の社会保障である5分野は、それぞれ次のようないくつかの特徴をもつている。

- ① 社会保険は、被保険者があらかじめ保険料を提出し、生活上の困難がもたらす一定の事由（保険事故）が生じた場合に給付を行う公的な仕組みである。
- ② 公的扶助は、貧困・低所得者に対し、国家が一般租税を財源とし、最低限度の生活あるいはそれに近い生活の生活需要の不足分を補う目的として、資力あるいは所得調査を課し、申請あるいは請求をもつて、給付・貸付を行う制度である。生活保護制度ならびに低所得者対策がこれに該当する。
- ③ 社会福祉は、個別の必要（ニード）に対応して、主として対面的・個別的服务（対人サービス）を提供する仕組みである。

- ④ 公衆衛生および医療は、疾病を予防し健康増進を図る公衆衛生制度と、医療從事者の養成や医療機関の整備など医療サービスを支援する医療制度がある。
- ⑤ 老人保健は、高齢者の健康の保持と適切な医療の確保を図るための制度である。さらには、社会保障制度を、国民・住民生活のセーフティネットの観点から見ていくばく、次のように位置づけられる。

第一のセーフティネットとしては、国民・住民の大多数が給与与生活者であることから、雇用の確保としての雇用対策、居住の確保としての住宅対策が強められている。これは、前記の社会保険制度にあたる。

第二のセーフティネットは、日常生活のなかで生活の困難が生じた場合に対応するものであり、それは、国民・住民が強制加入する社会保険制度である。これには、失業・労災に対する労働保険（雇用保険）「労災保険」、障害・老齢・死亡に対応する「年金保険」、傷病・出産に対する「介護保険」、介護・医療・育児に対する「医療保険」、介護に対する「介護保険」の五つの社会保険が強められている。この第二のセーフティネットは、雇用されているか自営であるかを問わず、主として稼得者およびその家族を中心とした制度であり、社会保障制度のなかでは貧困を予防する防貧的機能をもつものとして位置づけられる。

そして、最後の第三のセーフティネットは、低所得あるいは貧困であるかどうかといふ生活困窮の実態認定としての経済的要件が課せられるものであり、それは所得調査を課する低所得者対策（社会手当制度、生活福祉資金貸付制度など）と資力調査を課す貧

表1-2 社会保険制度の体系（日・社会保障制度審議会）

扶養の社会保険		医療保険	
社会保険	公的扶助	恩給	戦争犠牲者支援
社会福祉	公衆衛生および医療		
老人保健			

とする考え方から提言された概念である（政治学者松下圭一が提唱）。

とりわけ生活保護制度は、第三のセーフティネットの最後に位置しているだけではなく、社会保険制度全体のなかでも最後のセーフティネットとしての役割・機能を担っている。そのため、この生活保護制度の制度的枠組みが今後どのように設定されてくるかにより、国民・住民生活がどの範囲でどの程度保険されてくるかが決まつてくる。また生活保護制度は、セーフティネットとしての労働保険、住宅保険、所得保障、保健医療保険、対人サービスとしての最終的施策として位置づけられており、この国民・住民生活を守るネットがどのように張られるかによって、信頼と安心をもつて生活していくかどうかが分岐となる。

そして社会保険制度をはじめとする他法他施策が十分機能しない場合には、国民・住民の生活保護は生活保護制度を中心とする公的扶助制度が対応することになる。前述したように生活保護制度は、国民に最低限の生活を保障するナショナル・ミニマム機能と、本人の収入・資産・労働能力、家族・親族等のインフォーマルな社会資源や他法他施策等のフォーマルな社会資源を活用したとしても収入が最低生活以下となる場合、最後のセーフティネット（安全網）となる機能をもつている。

今日、生活保護受給世帯のほとんどが「高齢者世帯」「傷病・障害者世帯」となっているが、その大半は老齢年金、障害年金、児童扶養手当などの対象世帯である。これら他制度の資格要件、制度運用、給付水準の低窓性などから、他法他施策は、防貧的機能を十分に果たしないと読みとることができる。

3 | ナショナル・ミニマム機能

■ ナショナル・ミニマムとは何か、

「ナショナル・ミニマム」（national minimum）とは、国家が国民・住民すべてに対しして保障すべき必要最低限度の生活水準のことを指しており、「国民最低限」と訳されている。それは、社会保険制度の根幹を基礎づける概念の一つであり、それぞれの国や社会において、その生活水準に対する最低限度の生活保障水準があることを示している。

ナショナル・ミニマムは、前述のように、社会保障・社会福祉の特定領域に限定して使用している場合もあれば、広く社会保障はじめ国民・住民生活にかかる公共政策一般において用いられる場合があること留意する必要がある。

またこのことと関連して「シビル・ミニマム」（civil minimum）という用語があるが、これはわが国において1960年代に起きた公害問題をはじめとする地域問題に対応する住民の生活水準を、ナショナル・ミニマムを上回る自治体独自の高い基準に設定しよう

とする考え方から提言された概念である（政治学者松下圭一が提唱）。ミニマム（最低限）のレベルを、ナショナル（国家）レベルにするか、シビル（自治体・地域）レベルに設定するかという地理的範囲に違いがある。

■ 社会保険とナショナル・ミニマム

ここで、社会保険・社会福祉領域において使用されているナショナル・ミニマムがどのように考えられてきたのかについて、少しく述べてみよう。

ナショナルミニマムの概念は、18世紀末イギリスにおいてウェッブ（S. & B. Webb）によって初めて提唱された。ウェッブは、『産業民主制論』（1897）のなかで、労働者を生産者などと見を並べられる程度の国民として必要な最低限度の生活水準を保障する、という意味でナショナル・ミニマムを使用していた。その後ウェッブは、『大英社会主義國の構成』（1920）のなかで、ナショナル・ミニマム概念を、労働者（とりわけ苦汗制度に従事する労働者）から国民一般までその対象を拡大し、その保障の範囲についても、労働者の労働・生活から保健医療、住宅、教育、自由時間（余暇）に至る国民生活全般にわたる諸領域まで包括してもらえるようになる。

この考え方方は、戦後イギリスの福祉国家建設のベースとなった報告書『ベヴァリッジ報告：社会保険および関連サービス』（1942）に引き継がれていく。ベヴァリッジ（W.H. Beveridge）は、その報告書のなかで社会保険計画的具体的政策目標としてナショナル・ミニマムをその柱としている。そこでいうナショナル・ミニマムとは、最低限度の所得保険を行う内容に限定し、そのための施策として社会保険を中心とした社会保障制度を構思している。この構想をもとに、戦後イギリスにおいていち早く、福祉国家が形成・成立・展開することになる。

■ ナショナル・ミニマムと生活保護制度

わが国においては、日本国憲法（以下、憲法）第25条において謳われた生存権保障の規定が、ナショナル・ミニマム概念を示す法的的概念として提示されている。憲法第25条第1項では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めている。これを受けて、第2項では「国は、すべての生活面部について、社会福祉、社会保険及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としている。すなわちそこでは、ナショナル・ミニマム概念の内容を、国民・住民は、肉体的生存だけでなく社会的・文化的生活を維持するに足る水準を権利として有していること、または、国家により保障しなければならないこと、さらには、それは社会福祉、社会保障、公衆衛生のことをしており、その後の社会保障・社会福利制度の法的根柢となっている。

第2章

貧困・低所得者問題 と社会的排除

この生存権を具現化した生活保護制度は、生活保護法第1条に規定されているように、基準として設定されている。それは、生活保護制度の最低生活保障水準を表しているだけではなく、国民・住民にどの程度の生活レベルを国家が保障していくのかという、ナショナル・ミニマム、いわば社会保障制度の根幹にかかる機能を有している。

またこの水準は、「健康新文化的な生活水準を維持することができるものでなければならぬ」(生活保護法第3条)とされ、人間としての尊厳と体裁が維持できる社会的・文化的な生活が充足される水準でなければならない。

この最低生活保障水準(生活保護基準)は、生活困難(貧困)かどうかを判断する貧困線(poverty line)の役割を果たしていると同時に、収入が最低生活保障水準を下回る場合にその不足分を支給するための尺度となっている。
この最低生活保障水準は、要保護者の生活需要に応じて8種類の扶助(生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業および特需)があり、年齢別、世帯人員別、所在地域別などで設定されている(第14章、第5章参照)。

◎参考文献
大庭利明「社会空間とナショナルミニマム——イギリスを中心にして」増補版 ミエルヴォ著原、1983。
内閣府「おめらの新なる『セーフティネット』——生活保護制度と中央化」『ガバナンス』第66号、2006。
内閣府「改訂 基本事務手引キット——生活保護——生活保護に付ける社会福祉実践」全日本社会福祉協議会、2003。
福祉士養成講座委員会編「新版社会福祉士養成講座」社会保険局 第5版 中央法規出版、2007。

公的扶助制度は、貧困・低所得者への対応方策(制度・政策およびソーシャルワーク実践)として位置づけられる。そこで、公的扶助の対象とする貧困・低所得とは何を指しているのかについて、明らかにしておく必要がある。そこで以下では、はじめに、貧困・低所得について基本的な理解を、次いで、貧困の定義とそれにつらなる社会的排除について、そして最後に、貧困・低所得者を取り巻く社会情勢と貧困・低所得者の生活問題について、それぞれ明らかにする。

このように、ここでの学習のポイントは、公的扶助が対象とする貧困・低所得とは何か、また、貧困などに関する学説、さらには貧困・低所得者問題の動向についての理解を図ることにある。

第一回 貧困・低所得とは何か

それにより生活に必要な物・サービスの購入をして生活を営むことになる。したがって私たちの日常生活は、生活に必要な物・サービスを購入するために働く労働の側面と、それを消費する生活の側面とに分けられます。前者を「労働力の消費過程（労働過程）」、後者を「労働力の再生過程（生活過程）」と言い換えることができる。

■ 貧困をめぐるいくつかの「問い合わせ」

「貧困」とは、一般的には、個人もしくは家族が社会生活を営むために必要な資源（または生活資料）を欠缺する状態を指している。

そして、この「貧困」をめぐっては、いくつかの「問い合わせ」がある。

それは、例えば、❶「貧困」は、個人の情や能力の低さなど個人的問題から生ずる個人的原因に解消する立つのか、あるいは経済環境や雇用状況など個人の努力では回復できない社会問題から生ずる社会的原因に帰する立つのか、また、❷生理的レベル（生存）でとらえるのか、あるいは社会的文化的レベル（生活）でとらえるのか、さらには、❸所得水準や雇用といった直接的レベルで考えるのか、あるいはそれだけでは解釈できない、社会的インフラや安全のための諸費用の節約から起きた自然環境・都市環境の悪化を通して現れる貧困といった間接的レベルまで含めて考えのか、などがその代表的なものであろう。

そこで、今日、これらの「問い合わせ」は、社会福祉研究および関連分野において、❶個人的問題を超えて、あるいは一見個人的問題としてとらえられる事象についても社会問題が直接・間接に起因しているとする社会的原因によって、また、❷生理的（生存）だけでなく社会的文化的なレベルまで、さらには、❸所得水準・雇用レベルに関連するだけでなく環境も含めて、貧困を考えていくのが支流的な考え方となっている。

それらのとらえ方を念頭に、貧困・低所得者を規定する「貧困」あるいは「低所得」とはそれぞれ何を指しているのかについて、以下、説明していきたい。

■ 労働と生活の両からとらえた貧困・低所得問題

まず、はじめに、労働と生活の関係について述べていく。私たちの社会は、その構成員の大半が給与生活者とその家族により占められており、労働することにより給与を得、

ここでは、生活に直接かかわる「貧困」とは、さしあり、最低生活水準以下の状態、すなわち、「労働力再生前の不可能な状態」を指しており、それは、同時に「貧困」は労働力の前進をもたらし、また精神的危険・肉体的危険のみならず、社会的問題を喪失させるような、労働と生活の両面にわたる非人間的状態を指すものとして使用される。すなわち貧困は、基本的な生活資料（物・サービス、例えば衣食住など）の不足のみならず、労働にみられる非人間的な条件、その結果としてもたらされる精神的危険・肉体的障害や社会的問題の喪失をも含んだ概念として考えることができよう。

■ 社会階層としての貧困・低所得問題

さらに、ここで述べる「貧困」あるいは「低所得」な状態にある人々の集合体につい、て、「社会階層」概念を使用し説明すれば、次のことがいえるだろう。

一般に「社会階層」とは、職業・所得・社会的威信などの共通性を有した集団をいい、何らかの要因により階層内での生活維持ができなくなれば上位階層から下位階層へ階層移動が起こり、その後後に位置しているのが「貧困層」となる。これは、別な言葉で言い換えるならば、フローとしての所得とストックとしての資産がともに不十分であるために、社会生活を維持していくことができない階層としてとらえることができよう。

また低所得とは、所得というフローの側面に視点を当てた概念である。所得とは、収入から必要経費を差し引いた額を指し、低所得とは、所得の高低という観点から相対的に低位にある状態にあることを指している。要するに、所得の収入となる收入が十分でないことがから生じてくるものであり、「低所得」は、低所得によって社会生活が十分維持できない階層としてとらえることができる。

社会階層の制度概念においては、最低生活水準以下の生活状態にある層を「貧困層」（これは要保護層に相当）、また要保護層と同等あるいはそれに近い生活水準にある層を「低所得層」（ボーダーライン層と呼ぶこともある）と限定して使用しているのが一般的である。このように貧困・低所得層とは、社会階層の最底辺に位置している階層であるといえよう。

1) 個人もしくは家族が保有する生活資源の欠乏状態を「古典的貧困」、道端や下水道、公衆など社会生活において他人と共同で利用する資源を指す社会的貧困と定義を「新しい貧困」として整理することがある。宮本義一は、たとえ人々の所得が上昇したとしても、それが個々の消費の拡大にとどまり、社会的共同消費率の豊満がなされない都市問題を指摘した（宮本義一「社会資源論 改訂版」有斐閣、1976.）。

2 節 貧困と社会的排除

1 絶対的貧困と相対的貧困

「貧困」を定義するにあたっては、貧困を絶対的にとらえる「絶対的貧困」と、相対的にとらえる「相対的貧困」という二つの軸で考えるのが一般的である。前者は、時代、国、地域、生活様式などを超え絶対的・普遍的なものとして貧困が定義づけられるとする考え方であり、後者は、ある時代、国、地域における標準的な生活様式として比較評価できない状態を貧困として定義づけられるとする。以下では、両者の貧困のどちらかを説明していく。

■ 絶対的貧困

絶対的貧困は、一般的には生存が可能な最低限度の生活、すなわち生理的・生物学的レベルを指標として貧困をとらえようとするところに特徴がある。例えば、エンゲル（E. Engel）は、労働者階級の生活費の構造に着目し、労働力維持に不可欠な生活資料が家計支出に優先されるとし、その第一順位に飲食物費をあげている。そして家計調査から飲食物費が家計支出に占める割合（エンゲル係数）が家計収入の減少に伴い増大するという法則（エンゲルの法則）を見出している。さらには生存最低限を「限界数字」とし試算している。

また、アース（C. Booth）は、イギリスの東ロンドンに居住する労働者を対象として調査を行っている。その結果は『ロンドン市民における民衆の生活と労働』（*Life and Labour of the People in London, Vol. I, Poverty, 1903*）という全 18巻に及ぶ報告書にまとめられた。そこでは労働者を、職業、生活水準などで統合的に判断し、次の八つの社会階層、すなわち、A（最下層の臨時的日雇労働者・浮浪者・準犯罪者）、B（臨時的な稼得者）、C（不規則な稼得者）、D（低賃金の規則的稼得者）、E（標準的な規則的稼得者）、F（上級労働者）、G（中産階級の下）、H（中産階級の上）に区分している。その

うち、A、B を「極貧」、C、D を「貧困」としている。なお、ここでいう「極貧」とは、「その資産がこの国の通常の生活水準によれば、体裁を整えた独立の生活には不十分の人々」であり「離脱的な欠乏状態に苦しんでいる人々」と規定し、また「貧困」とは、「その資産は十分だが体裁を整えた独立した生活中にうじて足りるもの」「生活必需品を得るために、そして他の目的をも達成しようとして苦闘している人々」と規定している。

調査結果によれば、ロンドンの労働者の約 3 割（30.7%）が貧困線以下（D 以下の生活をしたり、その原因が、不規則労働、低賃金、板縫、多子にあることを明らかにしている。

この調査に影響を受けたラウントリー（B. S. Rowntree）は、ヨーク市において貧困調査を行い、その結果を『貧困——都市生活の研究』（*Poverty A Study of Town Life, 1901*）として発表している。そこでは、アースの貧困線をより明確にした貧困概念を提示している。貧困を「第一次貧困」と「第二次貧困」（Secondary Poverty）に区分し、前者を「その純収入が、單なる肉体的能力を維持するのに必要な最小限度にも足りない家庭、後者を「その純収入が（もしも、その一部が他の支出に——有用無用を問わず——振り向かぬ限り）單なる肉体的能力を保持するに足る家庭」としている。

すなわち、「第一次貧困」とは、肉体の維持さえも困難な状態の貧困を、また「第二次貧困」とは、飲酒、賭博、家計上の無知、計画性のない支出さえなければ肉体の維持が可能な状態の貧困を指している。同市の調査結果では、「第一次貧困」にあたる者は 9.91 %、「第二次貧困」にあたる者は 17.93 % で合わせて約 3 割弱（27.84 %）と、ロンドンとほぼ同様の者が貧困線以下の生活をしており、まだその原因も、疾病、老齢、失業、低賃金、多子にあることを明らかにしている。

なお、ラウントリーは、「第一次貧困」を設定するにあたり、栄養学の見解を導入し、必要カロリー量から飲食物費を計算し、さらには膳飲費を積み上げて最低生活費とし、これに基づいて貧困線を設定している。同方式はその後広くマーケット・バスケット方式（MBS）として最低生活費の算定に採用されている。

さらに、労働者の生活は、「困難」と「比較的余裕のある生活」とが順次 5 回防れ、その後次 5 回防れ、その一生において、貧困の浮沈があるという生活周期（ライフサイクル）ないと指摘し、その一生において、貧困の浮沈があるという生活周期（ライフサイクル）を明らかにしている（図 2-1）。

2) ドイツ出身の社会経済学者エンゲル（1821～1896）により考案された係数。家計の消費支出に占める飲食物費の割合のことで、生活の程度を測る指標として使用する。エンゲル係数は、「ザクセン王国の生産と消費」（1857）という論文でこれを発表した。エンゲル係数は、生活の単位である家庭構成、さらには一箇の世帯構成の測定も可能とする利点があるとしている。

3) [Benjamin Sefton Rowntree] 1871～1954、イギリスの地方都市ヨークを舞台に 1899 年（1901 年最初刊）、1936 年（1941 年最初刊）、1950 年（1951 年最初刊）と三度にわたり、同市の労働者階級の生活実態、とりわけ貧困層における人々の生活調査を実施している。第一次調査（1899 年）は、以後ほんんどすべての貧困研究に大きな影響を与えていている。

図2-1 労働者のライフサイクル



出典：B・S・ラウントリー、栗沼弘範訳「貧乏研究」ダイヤモンド社、152頁、1999。

このようなベースとラウントリーの貧困調査を通して、貧困は個人的要因に基づくとする考え方から、社会的要因に基づくとする考え方へと、貧困観の転換がもたらされた。その他、ウェッブ夫妻（S. & B. Webb）は、「窮乏の防止」（*The Prevention of Destitution*, 1911.）において、「窮乏とは、生活必需品のあれど、貧困觀の転換がもたらされた。貧困や体力を損ない、気力さえも衰えて、ついに生命その自身を失う危険にある状況をいいう。それは單に肉体的状況にあるだけではない。近代都市社会での困難は、まさに、食料・衣服・住居の欠如を意味する」とし、絶対的貧困について規定している。

このように絶対的貧困とは、生存することが不可能な状態のことを探している。この点について、先述したように、エンゲル、ブース、ラントリー、ウェッブ夫妻が、貧困の定義を行っている。絶対的貧困は、現代社会においても消滅していない。その例として、第三世界における倒産、そして先進国におけるホームレスなどをあげることができる。

■ 相対的貧困

相対的貧困では、特定の社会における標準的な生活様式との比較において、許容できない状態を決定するため、その状態は時代や国、社会において異なることになる。この相対的貧困とは異なり、生活する社会の標準的な生活様式や慣習、活動に参加することができない割合を生み出す状態を指している。

タウンゼント（P. Townsend）は、貧困の概念とその指標を次のように提示している。

4) 「窮乏の防止」(Webb, S. & B., *The Prevention of Destitution*, Longmans, Green and co., p.1, 1911.)

2 | 社会的排除としての貧困

これらの「貧困」に代わる言葉として、近年の歐州を中心に行なわれているのが、「社会的排除」である。この社会的排除の概念についても統一した見解があるわけではなく、これまでみたような貧困概念と重複する側面もある。

ギデンズ（A. Giddens）によれば、「社会的排除とは、人々が社会への十分な関与から遮断されている状態」を指し、「貧困そのものとは異なる」とし、それは、次の三つの観点から見ることができるとする。一つ目は、経済的排除。これは、生産と消費からの排除である。具体的には、生産面では、雇用と労働市場への参入、常勤の職場、就職情報などからの、また消費面では、電話、銀行口座、住宅などからの排除をあげている。二つ目には、政治的排除。これは、政治過程からの排除である。具体的には、政治過程に関するために必要な資源・情報・機会からの排除があげられる。三つ目には社会的排除。これは、主として地域社会からの排除である。具体的には、公共施設、社会

5) (Peter Townsend) 1928-, イギリスの研究者。第二次世界大戦後、社会的不平等、社会学などに多大な影響を与えた。
6) Townsend P., *Poverty in the United Kingdom: A Survey of Household Resources and Standards of Living*, Allen Lane and Penguin Books, p.31, 1979.

7) 同上, p.31

8) Townsend P., *The International Analysis of Poverty*, Harvester Wheatsheaf, pp.71-74, 1993.

貧困を、「相対的剥奪」概念の視点から定義づけられるとし、「個人、家族、諸集団は、その所属で慣習とされている、あるいは少なくとも広く要請または認されている種類の食事をとったり、社会的活動に参加したり、あるいは生活の必要条件や快適さをもつたりするために必要な社会資源を失っているとき、全人口のうちでは貧困な状態にあるとされる」。つまり、「貧困な人々の生活資源が、平均的な個人や家族が自由にできる生活資源に比べて極めて劣っているために、通常社会で当然と見なされている生活様式、慣習、社会的活動から事实上排除されているのである」としている。そして、物質的剥奪として、食物、衣服、居住、家庭用品、環境、地域、労働などのそれらの剥奪を、そして社会的剥奪として、雇用の機会、家族活動、コミュニティに対する貢献、社会機構における公式の参加、余暇、教育などのそれぞれの喪失あるいは剥奪をあげ、それぞれに複数の質問項目を作成している。このように、タウンゼントは、「相対的剥奪」という視点から、貧困・低所得者の生活問題の多様性・広汎性・複合性を提示している。

的ネットワークからの排除があげられる。

わが国においては、厚生労働省から出した「社会的な援助を要する人々に対する社会福祉のあり方に關する検討会報告書」(2000(平成12)年12月)において、家族、地域、職場から排除されている人たちを社会が包摵していくこと、すなわち、社会的に排除されている人たちを結びつけて、つながりのある社会をつくることを提唱している。ここでは社会的に排除されている人たちとは、「社会のなかで十分なつながりをもつことができない層」または「社会的に抑圧されている層」であり、心身の障害あるいは不安(社会的ストレス、アルコール依存等)、社会的排撃や解離(ホームレス、外国人、中国残留孤児等)、社会的孤立(孤独死、自殺、家庭内虐待・暴力等)などの状態における対応の柔軟な対応を図り、地域社会での自発的支援の再構築が必要である」と述べている。

3 | ケイバビリティの欠如としての貧困

近年、国連の開発指標などにも採用され、注目されているのが、セン(A. Sen)の理論である。センは、財を用いて何かを成し遂げる能力をケイバビリティ(潜在能力; capability)と呼び、その潜在能力の次第、あるいは獲得の失敗として貧困をとらえている。すなわち、センは、福祉ニーズを充足する必要不可欠な前提条件として、「潜在能力」を位置づけている。

センのこの考え方は、これまで多くの国際機関や諸国からの援助によってさまざまなかたちで行われてきた、先端途上国における貧困問題の解決への取組みがなぜうまくいかなかったのかに対する理論的な再検討を迫るうえで、大きな影響を与えた。また、貧困問題や人々の福祉ニーズの内容を論じるうえで、単なる物質的充足や缺乏にだけではなく、各人の生き方の幅にまで目を向けることを強調する彼の理論は、いわゆる先進諸国の中でも、徐々にその重要性が認識されるようになっている。

4 | わが国における貧困研究

わが国における貧困研究は、貧困の実態に接近する実証研究を中心として展開されて

いる。これは、貧困がどのような構造から生まれ出されているのか、また何をもつて貧困ということか、さらには、その量と質の計測について、貧困調査を通して明らかにしていくことについてよいであろう。

この貧困の実態に接近するにあたって、当初は、貧困者は誰か、またそこではどのよくな労働や家計状況におかれているのかを研究が進められていた。その後、労働調査や家計調査を通して、労働と生活の関係や家計構造に着目し、貧困の構造や概念の特徴などを明らかにする方向へと進んだ。

以下、明治以降のわが国における貧困研究を、戦前と戦後に分け紹介しておこう。

■ 戦前の貧困研究

櫻山源之助が「日本之下層社会」(1899)で貧民の生活実態をルボルタージュ形式で活写している。また農商務省が「職工事情」調査(1903)を、そして大正期には、高野岩三郎等の「東京に於ける二十職工家計調査」(1916)、内務省衛生局の「東京市京橋区月島に於ける実地調査」(1921)などの貧困調査が行われている。

また、最低生活費をめぐっての研究としては、森本厚吉「日本における標準生活費」(1918)、日本女子大学校「生活費の標準」(1928)、柳原平八「労務者標準生活」(1941)、労働科学研究所『最低生活費の研究』(1938)、安藤政吉「国民生活費の研究」(1944)などがある。その他、河上肇が「貧乏物語」(1916)を出し、貧困問題の解明と解決方策を提示している。

■ 戦後の貧困研究

戦後の貧乏期をして、龍山京、中体正美などが家計構造の分析を通して、貧困の実態を行っている。そこでは、家計費目の構造を分析し、エンゲル曲線の変曲ないし湾曲を通して生活構造の理論化を図っている。このことについて、中体正美は「生活構造論」(1956)、「現代日本の生活体系」(1975)などで、また、龍山京は「龍山京著集」(全8巻)(1981~1985)でその研究成果を著わしている。

また、大河内一男ら東京大学社会科学研究所の研究成果を継承する江口英一は、社会階層論からのアプローチからの労働市場の実態の分析を通して、階層間の移動や階層構成の変動などから、雇用の不安定性や生活の不安定性などを明らかにしている。このこととを「現代の「低所得層」—「貧困」研究の方法」(上・中・下)(1979~1980)のなかで著わしている。

9) ある人がなし得ることができる、またなり得ることができるさまざまな「機能」(functioning)の組み合ひせをいっ。

3 貧困・低所得者問題の 現代的課題

したホームレスを見ることができた。すなわち、ホームレスとは、雇用されていないかつたり、あるいは自雇といった不安定な雇用関係、また居住の喪失や一時寄宿といった不安定な居住、稼働収入の喪失・低位などによって、心身状態が悪化していく、最終的に社会的隔離関係（社会的つながり）から排除されてしまった存在としてとらえることができる。これは、貧困と社会的排除の極端的な形ともいえよう。

また、このような状態に至らないまでも、次のようなさまざまな貧困と社会的排除が問題・課題として現れている。前述したように、労働市場を経由して現れる貧困として、働きても生活ができないワーキングアーバなどの問題がある。また、労働市場を経由しない、すなわち、十分な雇用機会が得られない傷病者・障害者・高齢者・貧困・低所得に陥る可能性が高いといえる。これは、健康・障害・高齢者、高齢者・貧困・低所得に陥っていることを意味する。さらには、労働市場において、男性に比べ雇用機会や労働条件が低位においては、就労と養育両面での環境が十分でないことから、貧困・低所得に陥る可能性が高い。その他、国際化の進展に伴う国外外国人などの問題があげられる。

これらの問題は、労働、健康、障害、女性、国籍・文化など貧困の関係を、どのように考えるかという課題を提示しているともいえる。

貧困・低所得者の生活課題は、所得あるいは資産が十分に備わっていないといった経済的問題が基礎となり発生する。それは、雇用の不安定・低賃金・失業といった労働にかかる側面にとどまらず、経済的基盤の不安定さからくる消費の萎縮、家族関係の破綻、住環境の悪化といった生活諸問題面に多岐にわたり現れるのが特徴である。つまりそれは、直接的には経済的問題という形で現れるが、非経済的問題にも影響を与え、問題をより重層化させている側面をもつている。したがって、その問題は量的・質的とともに、質的深さを伴っているのが一般的傾向である。

さて、近年、雇用・失業問題は、国民・住民生活の経済的基盤を損がし、貧困と格差の拡大・深化をもたらしている。このような事態は、大きくは、経済停滞や景気後退に伴う労働市場の吸引・反発から生じる。それは、これまで正規雇用・自営などにて生活計を維持してきた稼働世帯が、失業や不安定雇用（派遣、パート、フリーター、日雇など）の非正規雇用などにより、世帯の経済的基盤である稼働収入が十分得られない状態をもたらし、収人の喪失・低下などを招いていることによる。そのため、預貯金・資産といったストックを取り崩し、あるいは現行の生活を維持するために、生計中心者以外の世帯員も絶対に何とか世帯の生計を支えようとする。しかし、それも難しい事態となれば、世帯の生計を維持することができず、家族規模の縮小化や単身化の事態が現出す。

このことは、稼働世帯だけの問題ではなく、これまで仕送りなどで経済的支援をしてきた非稼働世帯（親族）への支援が行えない事態をも意味する。すなわち、稼働・非稼働世帯とともに、生活維持が困難な状況に陥ることになるのである。さらには、それは單に経済的問題だけではなく非経済的問題も招来し、世帯員それぞれにさまざまな生活課題となつて現れてくることにも注目しておくことが必要である。そのような雇用・失業問題の発極の形の一つとして、家族、地域、職域（労働市場）からも切り離され都市に集積

- 参考文献
江口英一『現代の「貧困問題」——「貧困」研究の方法』上・中・下・トキメ社、1979～1980。
鷹山京『「貧困問題」全3巻』ドクターズ出版、1983～1985。
中野正美『生活問題』好文出版、1956。
中野正美『現代日本の生活問題』ミネルバ書房、1975。
日本社会福利学会編『日本の貧困』——ゲーテー・ライアン新著の翻訳』有斐閣、1956。
日本社会福利学会編『日本の貧困』改訂版『有斐閣』、1976。
アンソニー・ギデンズ、長澤勝美訳『社会学 第4版』角川書店、2004。
Townsend, P. *Poverty in The United Kingdom: A Survey of Households*, 1979.
Townsend, P. *The International Analysis of Poverty*, Harvester Wheatsheaf, 1993.
小川正『「貧困」——その歴史と現状』東洋経済新報社、1980。
小川久一『「貧困」——その歴史と現状』第2版』東洋経済新報社、1993。
吉田正美『社会的排除——弱者の立場・不確かな場所』有斐閣、2008。
ボール・スピッカー、片野一郎訳『貧困の真実——理解と対応のために』生活新社、2008。

(ii) 所得自体の高低について議論する場合には、社会全体における所得分分布を示すことがある。そこでは、社会全体において所得が低いのが低いのか、どのくらい差があるのかについて、「(所得) 番差」や「不平等」という言葉で表現される。

第10章

生活保護における 自立支援

2003（平成15）年8月、社会保障審議会福祉部会に「生活保護制度の在り方にに関する専門委員会」が設置され、生活保護制度に関する全般的な見直しの論議が行われた。そのなかで、これまでの自立および相談援助活動をより発展させた「自立支援」の考え方が提示され、それを具体化するために「自立支援プログラム」実施の必要性が述べられた。これを踏まえ、厚生労働省は、自立支援プログラム策定に向けて新たな方向性を打ち出すこととなった（平成17年度より実施）。

そこでは、生活保護法の目的である「最低生活保障（所得保障）」と「自立助長（自立に向けた相談援助活動＝援助者主体）、そこに「自立助長（自立に向けた支援活動＝利明者主体）」も併せて行うという考え方の示唆が図られた。生活保護受給者・世帯の自立に対して、より有効な支援が求められるようになったといってよいであろう。

そこで本章では、はじめに、生活保護における自立とは何を指すのか、次いで、自立支援プログラムの導入がこれまでの対人援助活動のなかにどのように位置づけられるのか、そして最後に、自立支援プログラムの策定方法について、それぞれ明らかにしていく。

このように、ここでの学習のポイントは、生活保護における自立ならびに自立支援プログラムの理解を図ることにある。

1 章

自立とは何か

1 | 一般社会における自立の概念

生活保護における自立支援を検討するうえで「自立」をどのようにとらえるかは、支援を受ける者（被支援者：以下、要保護者）と、支援を行う者（以下、支援者）の双方にとって、重要な事柄である。

「自立（independence）」については、これまで、他人の力を借りずに生活をするという考え方方が一般的には支配的であった。そして今日的にも、非常に強い支配的な考え方としてこの言葉が使用されている。それは、自分が働いて得た収入で生活するという「経済的自立」から、その前提として自分の身の回りのことのが自分でできるという「身体的自立」に至るまで、さまざまなレベルでとらえられてきた。他人の力を借りない、これはつまり、公的な制度による支援を受けない、あるいは家族、親族の援助を受けずに生活をすることが求められたといつてよい。

この自立概念のとらえ方を、社会福利制度のなかでいち早く位置づけたのが、生活保護制度である。

2 | 生活保護法における自立の二つの見解

生活保護法における「自立」については、二つの見解があった。一つは、現行法制定時の厚生省社会局長（当時）木村忠二郎が著した、生活保護法のコメントールである『生活保護法の解説』にみることができる。ここでは自立について、「自立を助長するという自力更生をはかることを明らかにしているのであるが、これは、国の道義的義務からいっても当然のこととすべく、この種の制度に伴いがちの情民の養成といった弊害を生ぜしめないようにしようとするものである」としている。

そしてもう一つは、同じく現行法制定時の厚生省社会局保険課長（当時）小山進次郎が著した、生活保護法のコメントールである『生活保護法の解説と運用』である。

このなかでは、その人の内在的な可能性を見直して、それを助長育成する、それが自立であり、経済的な自立と狭くとらえるべきではない、としている。また、情民防止ということを目的として、「自立の助長」を諷刺はない、ということも強調しており、生活保護における「自立」の趣旨は、経済的自立を超えて広く社会的な自立というものを考える必要がある、と述べられている。

このように、これら二つの見解は、前者は主に「自立=経済的自立」として、後者は主に「自立=社会的自立」として考えられていたといえよう。

【生活保護法における自立】

生活保護法制定に携わった小山進次郎は自立助長について、以下のように述べている。
「最低生活の保障と共に、自立の助長ということを目的の中に含めたのは、『人をして人たるに値する存在』たらしめるには単に最低生活を維持させるだけではなく、『凡そ人はすべてその中に何等かの自主性立の意味において可能性を包藏している。この内容的可能性を見出し、これを助長育成し、而して、その人をしてその能力に相応しい状態において社会生活に適応させることこそ、眞実の意味において生存権を保障する所以である。社会保障の制度であると共に、社会福祉の制度である生活保護制度としては、当然此処を目的とすべきであるとする考えに出でるものである。従つて、凡所諒解され易いようには情民防止ということとは、この制度がその目的に沿つて最も効果的に運用された結果として起ることではあらうが、少くとも『自立の助長』という表現で第一義的に意図されている所ではない。自立の助長を目的にとった趣旨は、そのような調子の低いものではないのである。」

3 | 他の福祉領域における自立の考え方

その後、「自立」をめぐる考え方方は、障害者の自立生活運動や高齢者の自立をどう考えるかという議論において、広く自分の置かれた地域のなかでさまざまな社会資源を活用しながら、自分で選び取って自分の生活を実現していく、という意味内容で使われるようになる。

このように考えられた大きな理由としては、例えば、就職の可能性がない、身体的自立を図ることができない状態にある重度の障害者や高齢者にとっての「自立」（=経済的自立）については、答えが出ないことになってしまうからである。すなわち、経済的あ

1) 被保護者があるがいかがわらず、要保護（生活困難）状態にある人

2) 木村忠一郎『生活保護法の解説』時事通信社、117頁、1950。（初版）、1958。（第2次改訂版）

3) 小山進次郎「改訂生活保護法の解説と運用」（原刊版）、全国社会福祉協議会、92~93頁、1975。

4) 同上、92~93頁

るいは身体的支援を受けているたちは、経済的自立、身体的自立というゴールにたりつけない存在として、どちらることとなってしまう。そこで、地域のなかで経済給付や対人サービスを受けながら、自己決定・自己選択に基づいて生活を営む「精神的自立」「援助（支援）付自立」という考え方によつて、自立がどうえ返されることとなるのである。

障害者福祉や高齢者福祉領域でいう「自立」とは、「依存」の対極にある「自立」ではなく、「自律（autonomy）」という意味で使用されていると考えることができる。すなわち、自律とは、他者の決定にて自己的生活が営まれる「他律」ではなく、主体的、自律的に自分が選び取る、という考え方方に立っているものとしてとらえてよいであろう。

4 | 自立概念の新たな展開

社会福祉の基本法である社会福祉法においては、この自律の概念のもとにサービスを行なうことが明記されている。社会福祉法第3条（福祉サービスの基本的的理念）では、「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」と規定し、同法のコメントタールである「社会福祉法の解説」では、上記条文について次のような解説を行つている。

それは、「個人の尊厳の保持」が、まずは福祉サービスにおいて第一に考えられなければならない旨を明らかにし、次いで「福祉サービスの『利用者』は、自らの意思と選択により「自立」していく主体としてとらえられることとなり、福祉サービスは、利用者の自己決定による「自立」を『支援する』ものでなければならない、そして「自己決定による自立とは、自らの意思に基づいて、本人らしい生き方を選択するものといえる」と説明している。

2004（平成16）年12月に出された「生活保護制度の在り方にに関する専門委員会」（第3回答申書類照）報告書では、上記の社会福祉法の理念をもとに、自立支援について、「効率による経済的自立のための文脈（効率自立支援）のみならず、それとの離脱者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健強・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送るための支援（日常生活自立支援）や、社会的なつながりを回復・維持するなど社会生活中における自立の支援（社

会生活自立支援）をも含むものである」として、自立概念として「効率自立」「日常生活自立」「社会生活自立」の三つを掲げている。

これら三つの自立は、並列の関係にあるものである。このことは、就労自立のために日常生活自立、社会生活自立があるのではないかこと、また就労自立が進められたとしても、日常生活自立、社会生活自立が果たされているわけではないことを意味している。つまり、それぞれ人がおかれている状況のなかで、日常生活レベル、社会生活レベル、就労レベルで自分の可能性を追求していくこと、要保護者が決定・選択し自ら人生を切り開いていくこと、これらを支援していくことが重要となるのである。



12 ■ 自立支援プログラムの位置づけ

そのための手引（案）について（平成17年3月31日事務連絡）（第21巻参照）という通知が発出されている。

2 | 生活保護における対人援助

1 | 自立支援プログラム導入の背景

生活困難状態にある要保護者の生活課題は、経済的問題が基底となり発生し、それは労働にかかわる問題から、生活にかかわる問題まで多岐にわたっているのが特徴である。今日では、以下のような多様な生活課題を抱える要保護者が増えている。具体的には、アルコール・薬物等の依存症、多重債務、DV、児童虐待、元ホームレス、地域のなかで孤立しネットワークをもたない高齢者・障害者・精神疾患等による社会的入院、貧困の世代間繼承（再生産）などがあげられる。さらに要保護者のなかには、生活保護の受給が長期化している人も増えており、経済扶助を行っているものの、それだけでは自立が十分に図られないという実態もみられるようになっている。

生活保護の実施機関である福祉事務所においても、これら要保護者の生活課題や保護の長期化への対応に対して苦慮している現状がある。援助・支援者であるソーシャルワーカー（以下、生活保護ワーカー）の個人的努力や経験による取組みがなされているが、かかわる生活保護ワーカー個々の対応にバラツキがあるなど、必ずしも十分な対人援助となっていないのが実態である。

こうしたなか、前述の「生活保護制度の在り方にに関する専門委員会」報告書では、要保護者と直接かかわっている地方自治体が、要保護者の現状や地域の社会資源を踏まえ、自主性・自己性を生かして「自立支援プログラム」を策定し、それに基づいた支援を実施すべきである、との提言を行った。ここでいう自立支援プログラムとは、実施機関である福祉事務所が、管内の生活保護利用者全体の状況を把握したうえで、要保護者の状況や自立支援を阻害する要因（自立に向けた課題）について型量化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的な内容および実施手順などを定め、これに基づいて個々の要保護者に必要な支援を組織的に実施していくというものである。

この指摘を踏まえ、平成17年度より、国や自治体、福祉事務所が連動し、各自治体ごとに自立支援プログラムによる支援活動に取り組んでいくこととなった。具体的には厚生労働省から、「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成17年3月31日社優発第0331003号）（印21をも含む）ならびに「自立支援プログラム導入

生活保護の実施機関である福祉事務所では、要保護者の最低生活を保障しながら、經濟的な自立のみならず、広く社会的な自立かつての相談援助・支援活動を行っている。

この相談援助・支援活動は、「生活保護実施過程」ともいわれ、「受付→申込→資料調査→要否判定→決定（開始・却下）→支給（変更・停止）→廃止」という段階を経る。これら一連の過程は、福祉事務所からみれば生活保護給付過程、逆に、要保護者からみれば生活保護受給過程となる。同時に、ソーシャルワーカー（生活保護法においては「指導・指示」および「相談・助言」など）を通して行われる相談援助・支援活動によって、要保護者の生活全体を援助・支援していく社会福祉実施過程であるともいえる。

この生活保護の実施過程が、單に経済給付を行う過程にとどまらず、経済給付を通して要保護者の社会的な自立に向けての用意援助・支援活動になるかどうかは、実際に福祉事務所において、どのような活動が行なわれているかにかかっている。

また、生活保護における相談援助・支援活動の範囲と内容は、生活保護の対象となる要保護者に対するこれら一連の相談援助・支援活動だけを指しているのではなく、生活相談や支援ということで福祉事務所にかかわってくる、すべての相談を含めて考えられている。そしてそこでの相談援助・支援活動は、それまでの相談に応じた課題の解決に寄与する機能をもつていなければならない。

そのため、生活保護における相談援助・支援活動とは、❶生活困窮ということで直接・間接にかかわってくるすべての相談を含めること、❷生活保護の対象とならない相談者の相談援助・支援も含まれていること、❸生活保護廃止後の相談援助・支援も含まれていること、ということになる。

3 | 相談援助と支援の関係

—生活保護法における法的な位置づけ

生活保護法のなかで、「支援」と「支援援助」とはどのように位置づけられるのだろうか。2000（平成12）年の地方分権一括法に伴う生活保護法の改正において、最低生活保障とそれに伴う指導・指示にかかる業務は「法定受託事務」、要保護者への相談・助言と